

ポンプ・バルブの合理化等に伴う包括許可取扱要領の改正について(概要)

2021年11月
経済産業省貿易経済協力局
安全保障貿易審査課

1. 背景

- 2021年6月にとりまとめられた安全保障貿易管理小委員会中間報告において、半導体部分品類型に該当する大量破壊兵器関連品目のうち、年間審査件数が多く、転用懸念の確認実績が積み上がっているポンプ・バルブについては、輸出者の自己チェックを条件として、国際輸出管理レジーム非参加国向けの輸出についても特別一般包括許可を適用すること、また、その他の半導体部分品類型に該当する貨物については、特定包括許可制度を拡充し、継続取引としてみなされるための要件を緩和することが提言されたことを踏まえ、包括許可取扱要領を以下2.(1)(2)のとおり改正する。
- また、いわゆる「補修品特定包括」について、事業者の輸出実態に応じた制度とするため、今回の包括許可取扱要領の改正を機に、2.(3)のとおり改正する。

2. 主な改正点

(1)半導体製造用ポンプ・バルブについて、特別一般包括許可の適用範囲を拡大

- 輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げるポンプ・バルブのうち、主に半導体メーカーにて使用される半導体製造に用いられる装置(※1)に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの(※2・※3)に限り、「は地域②」又は「に地域②」(※4)向けにも特別一般包括許可(特一包括許可)を適用可能とする。

※1 半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等

※2 例えば、半導体製造工程に用いられる装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該薬液の流量制御のために使用されるものを含む。

※3 薬液製造メーカーにて使用される半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは除く。

※4 「は地域②」:中国・シンガポール・マレーシアなど、「に地域②」:台湾・イスラエルなど

- ただし、特一包括許可の対象外である「ち地域」向けは除く。また、ストック販売は認めず、輸出時点で需要者が確定している場合に限る。
- 国際輸出管理レジーム加盟国として求められる義務履行及び特一包括許可を適用可能となる前提条件である「半導体製造に用いられる」ことを担保するための必要最小限の手続きとして、以下を導入する。
 - ①特一包括許可を使用して、半導体製造用のポンプ・バルブを「は地域②」又は「に地域②」に輸出しようとする者は、事前に、輸出を予定している仕向地、輸入者(買主・荷受人)、最終需要者、貨物の使用目的・使用方法等を経済産業省(安全保障貿易審査課)に届け出なければならない。
 - ②上記①による事前届出の受理後、14日間は輸出不可とし、経産省から特段異議がない場合は、14日間の経過により、輸出可能とする。
 - ③その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものについては、経産省はその輸出について特一包括許可の失効を事前届出の受理から14日以内に通知する(輸出を行うおうとする場合には個別許可申請が必要となる)。

- ④経産省より特段の異議がなかった需要者等については、以降、届出済の需要者等への輸出については再度の届出は不要(なお、初回の届出以降にその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものについては、その輸出について特一包括許可の失効を通知する(輸出を行おうとする場合には個別許可申請が必要となる))。
- ⑤許可条件として、上記①の事前届出とともに、最終用途誓約書(EUC)の取得(需要者に対する包括的な取得で可)、再輸出に係る事前同意、年2回の実績報告(EUCを添付)を付し、特一包括許可を使用して輸出されたポンプ・バルブについて事後の確認を行う。

(2)半導体製造用部分品について、特定包括許可の継続的な取引要件を緩和

- 半導体製造用部分品(※1)のうち、主に半導体メーカーにて使用される半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの(※2)に限り、特定包括許可の「継続的な取引関係等」に関する要件を緩和する。

- ①1年間の許可取得件数要件を、現行の6件以上から3件以上に緩和する。(見込みは不可)
- ②3年間の許可取得件数要件を、現行の「3年間におけるそれぞれの1年間に、輸出許可取得件数が2件以上」から、「3年間におけるそれぞれの1年間に、輸出許可取得件数が1件以上」に緩和する。(見込みは不可)

※1 ポンプ、バルブ、貯蔵容器、熱交換器、クロスフローろ過用装置の部分品、圧力計、非接触型測定装置、
高圧電源

※2 ポンプ・バルブについては、半導体製造用途に限らず、全ての用途について要件緩和の対象とする。

(3)「補修品特定包括」を改正

- 現行制度では、「許可を受けて輸出した貨物」の規定により、輸出許可を受けた貨物のみが対象となっているところ、部分品として装置に組み込まれ、非該当品として扱い輸出された貨物(※1)の保守・修理・交換についても適用可能(※2)とする。

※1 「輸出貿易管理令の運用について」(運用通達)1-1の(7)の(イ)のただし書きにより、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い(部分品解釈)輸出された貨物を指す。

※2 改正点:

運用通達に基づく部分品解釈により輸出された貨物にかかる要件を適用して特定包括許可を申請する場合には、「継続的な取引実績又は見込みを示す書類」として以下を提出する。

- ・(装置の輸出にかかる)輸出申告書及び輸出許可通知書の写し
- ・(装置の輸出にかかる)輸出管理内部規程に基づき実施した内部審査資料の写し
- ・当該貨物が組み込まれている装置の概要(例えば:装置の外観図、装置内の配管図、装置の設置レイアウト、当該貨物の型番がわかるもの等)

- 現行の対象品目に加え、ポンプ・バルブ同様に補修・交換用の輸出実績が多いクロスフローろ過用装置の部分品を対象に追加する。

以上